

# ○北杜市太陽光等再生可能エネルギー発電設備設置に関する検討委員会設置要綱

平成29年9月1日

告示第69号

## (設置)

第1条 太陽光、風力、水力その他の再生可能エネルギーを利用した発電設備の設置について、本市の有する景観及び自然環境の保全並びに地域環境との調和という命題に対し、多様な分野からの知見を共有し、太陽光等再生可能エネルギー発電設備の在り方、課題等を検討するため、北杜市太陽光等再生可能エネルギー発電設備設置に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光等再生可能エネルギー エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー源をいう。
- (2) 太陽光等再生可能エネルギー発電設備 太陽光等再生可能エネルギーを電気に変換する設備及びその附属設備をいう。
- (3) 太陽光等再生可能エネルギー発電事業者 太陽光等再生可能エネルギー発電設備を設置し、又は管理している者若しくはしようとしている者をいう。

## (所掌事務)

第3条 委員会は、太陽光等再生可能エネルギー発電設備と本市の有する景観、自然環境及び地域環境との調和に関する事項について検討し、市長に当該検討の内容を提言する。

## (組織)

第4条 委員会は、20人以内をもって組織する。

2 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 太陽光等再生可能エネルギー発電事業者
- (3) 市議会の議員
- (4) 学識経験者

3 前項の委員の選定に関しては、市長が別に定めるものとする。

## (任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(役員)

第6条 委員会に、委員長1人及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、建設部まちづくり推進課において生活環境部環境課並びに産業観光部農政課及び林政課並びに農業委員会事務局の協力を得て処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この告示の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

(最初に開かれる会議の招集)

- 3 委員が委嘱された後の最初の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。